平成２２年（フ）第２６号
高知県南国市十市3222番地の１
債務者　細川　百合
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９号
高知市横浜西町36番20―６号
債務者　上田五十鈴
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３号
高知市八反町２丁目９番５号
債務者　筒井早世子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０号
高知市百石町２丁目５番７号　第一花園荘208号
債務者　渋川　宏之
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１号
高知市百石町２丁目５番７号　第一花園荘208号
債務者　渋川　洋子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３号
高知市瀬戸東町３丁目196番地
債務者　横山　　優
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８号
北九州市小倉北区東篠崎２丁目４番１―617号
債務者　久次香菜子（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７８号
北九州市門司区大里原町13番１―303号
債務者　吉田　　直
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番34―1207号
債務者　金子富美枝
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１０号
北九州市小倉南区沼本町４丁目３番２―204号
債務者　岸本みゆき
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３４号
大分県別府市大字内竈1929番地の15
債務者　大野紀代美
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６２号
大分市大字荏隈279番地の１久永コーポＡ202
債務者　荒巻　芳子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８３号
大分市下郡東１丁目８番10―101号サニーコート野崎
債務者　井元真由美
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７３０号
鹿児島県鹿児島市春山町1153番地１ビバリーヒルズ春山Ｂ棟102号
債務者　西元美千代
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目26番14―26号
債務者　竹田　達也
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目30番５号　グリーンありさ88　102号
債務者　山口　春美
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２２号
沖縄県豊見城市字嘉数631番地17
債務者　大城　冬樹
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４号
宮城県大崎市古川長岡字山下６番地１
債務者　長柴　和枝
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係